

1 共用部分関係

- (1) 「共用部分照明プロット図」については、現地審査時に「照度測定結果報告書」を提出しなければならないことから、前者は、予定照度を図面上に表示することで可とすること。
例：配置図において、①自転車置場・オートバイ置場、②駐車場、③通路、④児童遊園、広場又は緑地等については、3ルクス以上の照度を確保する。
- (2) 各階共通の事項は、代表する図面上に表示すれば可とすること。
例：各階共用廊下及び共用階段の照度は、床面においてすべて20ルクス以上である。

例：面格子の位置については、○階から、○階まで共通である。
- (3) 共用玄関に導入されるオートロックシステムについては、システムの仕様が明示されているカタログ等の写しを添付すること（モニター付きのものに限ること。）
- (4) 共用玄関以外の共用出入口の自動施錠機能付き扉については、「自動施錠機能付き」と表示することで可とすること。
- (5) 郵便受箱（メールボックス）の施錠については、図面に「施錠可能」の表示で可とすること。
- (6) エレベーターの扉については、すべてかご内を見通せる構造の窓が設置されている旨をエレベーター図において表示すること。
- (7) かご内の防犯カメラの位置及び2箇所以上の非常用押しボタンの位置についても、同様とすること。（前面のエレベーター操作盤の他に設置する非常用押しボタンの位置は、側面又は背面に設置するものとし、その高さは概ね車椅子利用者の手が届く位置とする。）
- (8) 自転車置場及びオートバイ置場については、チェーン用バーラック、サイクルラック等の盗難防止措置を表示すること。
- (9) 防犯カメラの記録装置については、記録装置の仕様が明示されているカタログ等の写しを添付すること。（記録の保存期間は、一週間以上が望ましい。）
- (10) 雪捨て場を設置する場合は、その旨を図面上に表示すること。

<参考事項>

共用階段の遮蔽にアルミ製平板の扉を用いる場合は、その厚さは概ね3^{ミリ}以上とすること。

2 専用部分関係

- (1) 雨水縦樋がバルコニーを貫通するタイプでないものについては、有効なよじ登り防止措置をとっていることを図面上に表示すること。
- (2) 住戸の玄関扉については、①材質・構造、②錠の数、機種名、③ドアスコープ・ドアチェーン等について建具表に表示すること。
- (3) 住戸の窓のうち1階、2階及び侵入が想定される階に存するものは、防犯センサー、錠付きクレセント、面格子、防犯ガラス等の設置など侵入防止措置を図面上に表示すること。
また、専用庭を配置する場合の柵又は垣についても、同様に表示すること。